

# その他の高齢者向けサービス

## 見守りサービス

### 緊急通報機器の設置

高齢福祉室 TEL 727-9505 FAX 727-3539

一人暮らしの高齢者等が、急病や災害等の緊急事態発生時に、緊急ボタンを押すと、警備会社から警備員が急行し救急車を呼ぶなど、必要な処置をとります。

また、通報機器に付属している相談ボタンには、健康に関する専門家が対応する相談機能もあります。

**対象者** 一人暮らしの高齢者、またはこれに準ずるかたで、疾病や心身の障害等のため、緊急時に速やかに電話で通報することが難しいかた

**費用** 固定電話回線の有無や仕様などにより、利用料金が異なります。

・固定電話回線あり／月額 440円(税込)

・固定電話回線なし／月額 2,273円(税込)

**手続き** 申請書などが必要です。  
高齢者くらしサポート、高齢福祉室または担当ケアマネジャーに相談してください。

### 見守りサービスotta(オッタ)

地域包括ケア室 TEL 727-3548 FAX 727-3539

認知症などにより外出に不安のあるかたが、カバンや靴などに見守り端末をつけておくだけで、パソコンやスマートフォンから家族が移動情報を確認できるシステムです。移動情報は、市(地域包括ケア室)でも確認することができ、いざというときの捜索に役立てることができま

**対象者** 認知症状のあるかた、外出などに不安のある高齢者のかた

**費用** 最大3カ月間無料でお試しできます。お試し終了後の費用については、地域包括ケア室までお問い合わせください。

**手続き** 申請書などが必要です。地域包括ケア室、高齢者くらしサポートまたは担当ケアマネジャーに相談してください。

## 位置情報提供サービス

高齢福祉室 TEL 727-9505 FAX 727-3539

認知症の高齢者が行方不明になったときに、スマートフォンの専用アプリや電話で居場所を検索するサービスです。

**対象者** 行方不明になるおそれのある認知症高齢者を介護している家族のかた

**費用** 1カ月あたり 1,320円(税込)  
1カ月分を前納。インターネット検索料を含む。但し電話検索料、現場急行料等は実費負担です。

**手続き** 申請書などが必要です。  
高齢者くらしサポート、高齢福祉室または担当ケアマネジャーに相談してください。

## 一声訪問活動

社会福祉協議会 地域福祉推進課 TEL 749-1575 FAX 727-3590

訪問員が75歳以上の一人暮らしの高齢者、80歳以上の高齢者世帯、そのほか見守りが必要なかたの家庭を定期的に訪問して、安否確認や日常生活の相談・助言を行い、必要に応じて関係機関へ連絡を行います。費用は無料です。

**手続き** 社会福祉協議会またはお住まいの地区の民生委員に相談してください。

# 日常生活の支援など

## 日常生活用具の給付

高齢福祉室 TEL 727-9505 FAX 727-3539

高齢者等で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な場合に電磁調理器、火災警報器、自動消火器の購入費用を給付します。なお、身体障害者手帳を所持しているかたは障害福祉室に相談してください。

**対象者** 一人暮らしの高齢者等で、所得が一定基準以下のかた

**手続き** 申請書などが必要です。

高齢福祉室、高齢者くらしサポートまたは担当ケアマネジャーに相談してください。

### 対象品目等

品目	性能	費用
電磁調理器	火を使わないで調理できます。	41,000円まで
火災警報器	煙を感知するとブザーが鳴ります。	15,500円まで
自動消火器	熱又は炎を感知し、自動的に消火液を噴射します。	28,700円まで

**費用** 生計中心者の前年の所得税額により決定します。対象品目等の表に記載の費用額の範囲で、利用者負担限度額を超えた額を給付します。

階層	前年所得税額	利用者負担限度額
A	生活保護世帯	0円
B	非課税	0円
C	25,000円以下	16,300円
D	75,000円以下	28,400円
E	200,000円以下	42,800円
F	350,000円以下	52,400円
G	350,000円超	全額自己負担

### <所得税額等の確認について>

各高齢者福祉サービスの利用にあたっては、生計中心者の所得税額や市民税課税状況の確認が必要になる場合があります。

所得税額の確認は、「給与所得の源泉徴収票」、「所得税の確定申告書(控)」により行いますので、該当する場合は申請時に添付してください。

なお、市民税課税状況については、同意書の提出により課税状況の調査をします。

**発見!**

**わたしのまちのユニバーサルデザイン**

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

**エレベーター**



怪我をしているときにも安心

車いすのかたやキャリーバッグを持っていたかたなど誰でも簡単に利用できます。

**高さの違う記載台**



車いすのかたや身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

**浮き出しているエレベーターのボタン**



ひらく

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。



発見しよう

## 紙おむつの給付

高齢福祉室 TEL 727-9505 FAX 727-3539

箕面市内にお住まいの在宅で常時紙おむつを使用しているかたに、紙おむつを給付します。

- 対象者**
- ①箕面市にお住まいで、本市住民基本台帳に記載されているかた
  - ②非課税世帯のかた
  - ③在宅で常時紙おむつを使用している、次のいずれかに該当するかた
    - (イ)次のいずれかに該当するかた
      - (1)要介護認定において要介護4または要介護5と認定
      - (2)認定調査票の「排尿」または「排便」の項目が、「全介助」または「一部介助」もしくは「見守り等」に該当すると記載されている
    - (ロ)65歳以上の高齢者(イに掲げるかたを除く。)のかたで、要介護認定調査と同様の方法により「排尿」または「排便」の項目が、「全介助」または「一部介助」もしくは「見守り等」に該当すると市が確認したかた

※医療機関に入院したときや、施設に入所したときは給付を停止します。

**給付額** 1カ月 4,400円

**手続き** 申請書などが必要です。高齢者くらしサポート、担当ケアマネジャーまたは高齢福祉室に相談してください。市から排せつの状況についてお尋ねし、給付決定後、毎月月初に給付券を郵送しますので、給付券を市内の薬局等で紙おむつと交換してください。

※65歳以上のかた、または高齢者紙おむつの給付の要件に該当するかたは、燃えるごみ専用袋の福祉加算制度(無料加算配布)があります。制度の対象となる要件や申請方法は、ホームページをご覧ください。環境整備室(電話729-2371)までお問い合わせください。

## 車いすの無料貸出

障害福祉室 TEL 727-9506 FAX 727-3539

短期間の外出やけが等のために、一時的に家庭で車いすが必要になったかたに、2週間を限度に車いすを無料で貸し出します。

**手続き** 総合相談窓口で申請してください。在庫があればその場で貸し出します。在庫がないことがありますので、事前に連絡してください。

## 訪問理容・美容サービス事業

高齢福祉室 TEL 727-9505 FAX 727-3539

外出が困難なために理容または美容のサービスを受けることができない高齢者等に対し、自宅で理容・美容サービスを受けるための費用を助成します。

**対象者** おおむね65歳以上の一人暮らしのかた、高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属するかた、障害のあるかたのいずれかに該当し、かつ老衰、心身の障害または傷病等の理由で理容・美容店に出向くことができないかた

**利用方法** 1回1,000円分のサービス券を発行します。(期間ごとに3回分まで。)市と契約している理容・美容店に連絡し、利用するときに、サービス券を渡してください。

**費用** 訪問料金を助成します。理容・美容代金は自己負担です。

**利用期間** 9月1日から2月末まで

**手続き** 申請書などが必要です。高齢福祉室へお問い合わせください。

## ふれあいホームサービス

社会福祉協議会 ふれあいホームサービス

TEL 727-9517 FAX 727-3590

家事や身の回りのことで困っている人を地域の住民が支援する、助けあいの住民参加型家事援助サービスです。支援する地域住民は事前に協力会員として社会福祉協議会に登録いただいているかたで、有償のボランティアです。

**対象者** 市内にお住まいの、高齢者、介護中のかた、母子父子家庭、産前産後のかたなど

**援助内容** 一般的な家事援助(掃除、買い物、洗濯、調理、ゴミ出し等)、電球交換、庭の草抜き、窓ふき、外出の付き添い、入院入所中の洗濯や買い物、沐浴手伝い等

※援助する協力会員は特別な資格をもっていないため、身体介護や介助、専門的な作業はできません。

**利用料** 最初の30分500円、1時間あたり900円(以後30分毎に450円)

**支払い方法** 毎回の援助後、直接協力会員にお支払いください。

**手続き** 利用希望のかたは社会福祉協議会ふれあいホームサービスにご連絡ください。

## シルバー人材センターの家事援助

シルバー人材センター TEL 723-8077 FAX 721-5315

シルバー人材センターの会員が家事援助(掃除、洗濯、買い物、話し相手、病院付き添い、食事の支度、子どもの見守りなど)をします。

**費用** 1時間あたり1,150円から(仕事の内容によって異なります。別途事務費として12%相当分が必要です)

**手続き** 直接電話で申し込んでください。

## 気軽にサポート隊

シルバー人材センター TEL 723-8077 FAX 721-5315

シルバー人材センターの会員が、電球・蛍光灯の交換、水道パッキンの交換、エアコンフィルターの掃除など、軽度な作業に対し援助を行います。

**費用** 1種1回(1時間以内)1,100円~(別途事務費12%)  
※別途、材料費(実費)が必要

**手続き** 電話申し込み

## 一般地域福祉サービス

高齢福祉室 TEL 727-9505 FAX 727-3539

介護保険サービスを利用できない高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、一般地域福祉サービスとして次の3事業(サービス)があります。

**1)生活支援サービス【自立(要支援・要介護認定で非該当)のかた】**  
一人暮らしや生活環境などにより、日常生活を送ることが困難なかたに必要な支援を行うサービスです。  
【内容】ホームヘルプサービス、ショートステイサービス

**2)介護支援サービス【要介護・要支援のかた】**  
介護保険のサービスだけでは日常生活を送ることが困難なかたに、必要な支援や介護を行うサービスです。  
【内容】ホームヘルプサービス、ショートステイサービス、デイサービス

**3)緊急時支援サービス**  
介護者が病気で介護できなくなったときなど、緊急時に必要な支援や介護を行うサービスです。  
【内容】ホームヘルプサービス、ショートステイサービス、デイサービス、日常生活用具貸与

**手続き** 高齢者くらしサポートまたは担当ケアマネジャーと相談し申請してください。

## 長寿祝金

高齢福祉室 TEL 727-9505 FAX 727-3539

毎年、敬老月間の9月中に、民生委員・児童委員のご協力により、88歳(米寿)・99歳(白寿)・100歳以上のかたに長寿祝金を贈ります。

**対象者** 毎年9月1日現在で88歳、99歳、100歳以上のかた(箕面市にお住まいで、住民登録をされているかた)

**内容** 対象者を訪問し、長寿祝金7,000円を贈ります。なお、年度内に100歳となるかたは、長寿祝品に替えて贈ります。

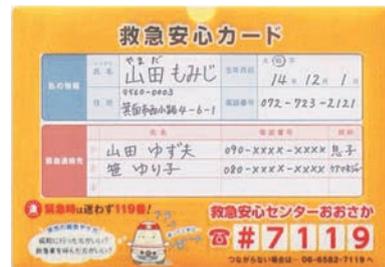
## 救急安心カード

健康福祉政策室 TEL 727-9513 FAX 727-3539

市が配布する救急安心カードに、緊急情報を記入して冷蔵庫に貼っておくことで、急病などの緊急時にかけつけた救急隊員が、治療中の病気やかかりつけ医を把握し、迅速・適切な救命活動につなげます。

**対象者** 75歳以上のかた、障害者手帳をお持ちのかた  
**内容** 対象者のかたに、救急安心カードを郵送します。カードに必要な事項を記入して、冷蔵庫に貼ってください。

**手続き** 毎年9月に、年度中に75歳になるかたと、新規で障害者手帳を取得されたかたに郵送しています。また、上記対象者以外のかたで、ご利用を希望されるかたは、ご連絡ください。届いていない場合や紛失された場合などは、ご連絡ください。



## まかせてねット (日常生活自立支援事業)

社会福祉協議会 相談支援課

TEL 749-1575 FAX 727-3590

福祉サービスの利用や日常の各種支払い、財産の管理などに不安を感じ、自分で手続きを行うのが難しいため、代行してほしいと考えているかたを契約に基づき支援します。

**対象者** 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なかたが対象になります。自分ひとりで契約などの判断をすることが不安なかたや、お金の管理に困っているかたなどが利用できます。

- 箕面市内に在住のかた
- 契約時に契約能力のあるかた
- 契約の意思を確認できるかた

(社会福祉施設入所者や入院患者のかたも対象となります。)

**内容** 「福祉サービスの利用」  
福祉サービス等を利用するために必要な申請手続きや支払い手続きの代行を行います。  
「金銭の管理」  
預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど、日常生活の金銭管理を代行します。  
「預かりサービス」  
通帳や証書などの財産を金融機関の貸金庫に保管し、悪質業者などによる財産被害を防止します。

**費用** 月額基本料……0～3,000円(市府民税課税状況に応じて異なります。)  
支援員活動料…活動1回0～1,000円(市府民税課税状況に応じて異なります。)  
※預かりサービスの場合、別途500円/月が必要です。

**手続き** 社会福祉協議会相談支援課に相談してください。

## 成年後見制度の利用支援

地域包括ケア室 TEL 727-3548 FAX 727-3539

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などのために、判断能力が十分でないかたの財産や権利を守るための制度です。くわしくは、P65をご覧ください。

## ➤ 老人ホーム

高齢者が入所できる施設(老人ホーム)には、特別養護、軽費、有料、養護の4種類があり、施設によって内容や入所手続きが異なります。また、高齢者単身や夫婦世帯で安心して居住できる賃貸等の住まいとしてサービス付き高齢者向け住宅があります。

## 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (→P77参照)

**対象者** 要介護3・4・5のいずれかの認定を受けているかた

**手続き** くわしくは担当ケアマネジャーまたは各施設に直接相談の上、入所申込みをしてください。

## 軽費老人ホーム(ケアハウス) (→P77参照)

**対象者** 原則として日常生活で介助の必要のない60歳以上のかたで、事情により家庭で生活することができないかた

**費用** 施設及び所得状況により異なります。

**手続き** 施設に直接相談の上、入所申込みしてください。

## 有料老人ホーム (→P78参照)

**対象者** 住宅型・介護型等の種類があり、それぞれの施設により異なります。  
介護保険制度の要介護認定を受けているかただけが対象の施設もあります。

**費用** 施設により異なります。入居一時金が必要な場合もあります。

**手続き** 施設に直接相談の上、入所申込みしてください。

## サービス付き高齢者向け住宅 (→P78参照)

**対象者** 原則として日常生活で介助の必要のない60歳以上のかた(サービス付き高齢者向け住宅には、安否確認や生活相談などのサービス提供が義務づけられています。)

**費用** 施設により異なります。

**手続き** 施設に直接相談の上、申込みしてください。

## 養護老人ホーム (→P77参照)

高齢福祉室 TEL 727-9505 FAX 727-3539

**対象者** 原則として日常生活で介助の必要のない、おおむね65歳以上のかたで経済上の理由(市町村民税の所得割が課されていない世帯など)及び家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅での生活が困難なかた

**費用** 本人及びその扶養義務者の所得に応じて異なります。

**手続き** 本人について、心身の状況、置かれている環境の状況の聞き取りなどを行い、入所検討会議で有識者の意見を聴いたうえで、市で入所の要否を判断します。くわしくは高齢福祉室にお問い合わせください。